

東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針について

東京都では、都市計画法第7条の2に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」（以下、「方針」という。）を概ね5年毎に見直している。現在の方針は、平成27年度に策定したものであり、その後の上位計画の更新および事業完了に伴い、変更を行うものである。

1 方針の目的

- ・良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅整備の構想について明確な位置付けを行うこと。
- ・住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業、都市施設等の計画を一体的に進めることにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動を適切に誘導すること。

2 江東区内に関係する変更・廃止箇所一覧（参考1 参照）

(1) 地域区分の変更（重点地区：一体的かつ総合的に整備、又は開発すべき地区）

東京都のまちづくりの上位計画である「都市づくりのグランドデザイン」の策定に伴い、重点地区における地域区分の位置づけを「センターコア再生ゾーン」から「中枢広域拠点域」に、「東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン」から「国際ビジネス交流ゾーン」に変更を行う。

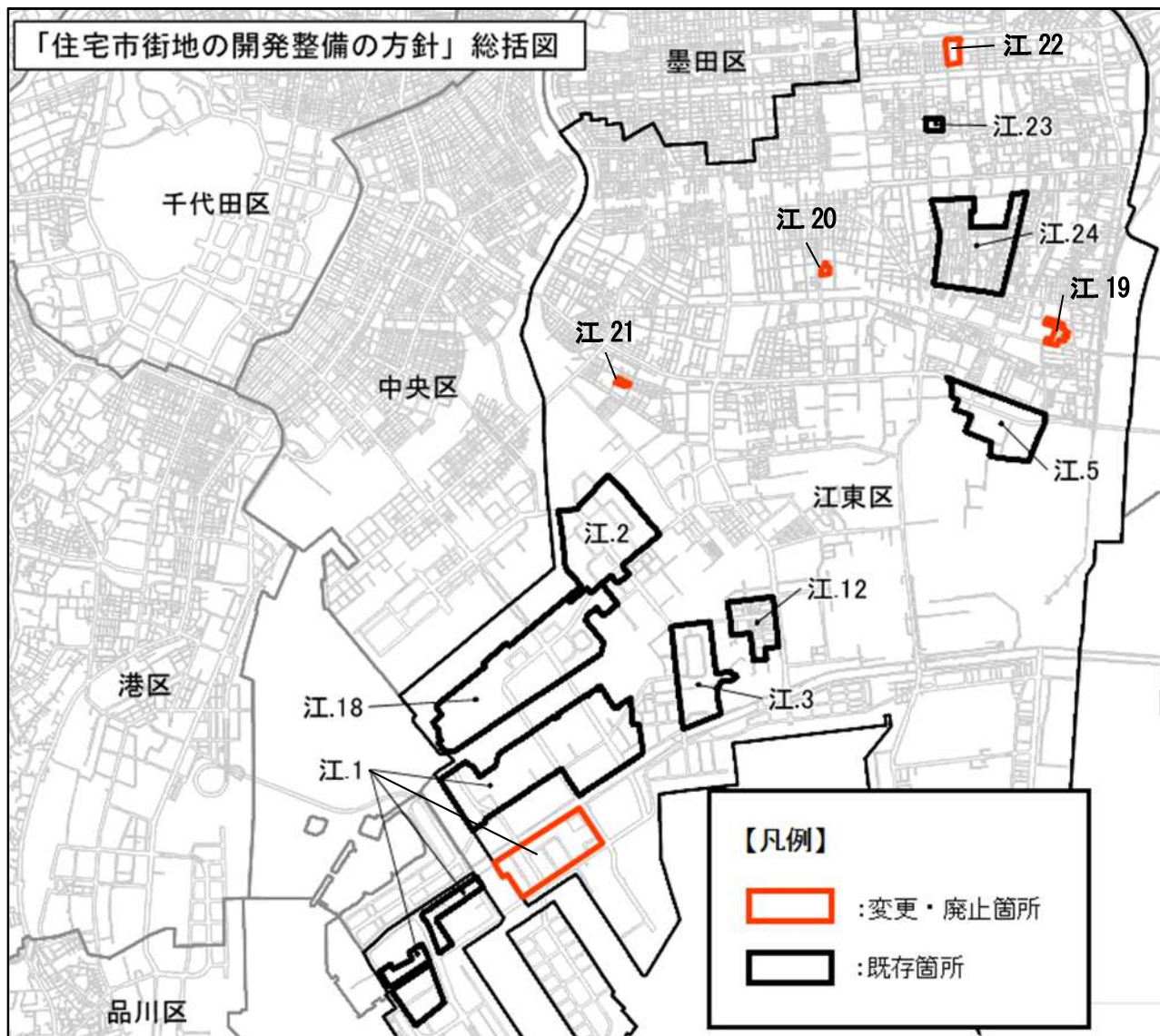
(2) 重点地区の廃止等

江1：臨海副都心地区	【地区の変更】既決定：約200.0ha 変更案：約123.0ha
	平成28年に改定した「臨海副都心まちづくり推進計画」（東京都港湾局）における人口フレーム更新に伴い、有明南地区（約77ha）の居住人口フレームが0人となったため
江19：東砂七丁目地区	【地区の廃止】既決定：約3.0ha 変更案：0ha
	東砂七丁目都営住宅建て替え完了のため
江20：千石二丁目地区	【地区の廃止】既決定：約1.0ha 変更案：0ha
	千石二丁目都営住宅建て替え完了のため
江21：牡丹二丁目地区	【地区の廃止】既決定：約1.0ha 変更案：0ha
	牡丹二丁目都営住宅建て替え完了のため
江22：亀戸六丁目地区	【地区の廃止】既決定：約3.0ha 変更案：0ha
	民間事業者による事業完了のため

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年 7月	江東区都市計画審議会
令和4年 9月	東京都都市計画審議会
令和4年10月	都市計画決定告示

江東区内総括図



重点地区

江.1 臨海副都心地区 【変更】	江.2 豊洲地区 (豊洲中央部)
江.3 東雲地区	江.5 新砂三丁目地区
江.12 辰巳一丁目地区	江.18 豊洲地区 (豊洲ふ頭部)
江.19 東砂七丁目地区 【廃止】	江.20 千石二丁目地区 【廃止】
江.21 牡丹二丁目地区 【廃止】	江.22 亀戸六丁目地区 【廃止】
江.23 大島三丁目地区	江.24 北砂三・四・五丁目地区